

## 西予市インターネット公有財産売却ガイドライン

西予市インターネット公有財産売却（以下「公有財産売却」という。）をご利用いただくには、以下の「西予市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます）」をよくお読みいただき、同意していただくことが必要です。また、公有財産売却の手続きなどに関して、本ガイドラインと KSI 官公庁オークションガイドラインなどとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

## 西予市インターネット公有財産売却ガイドライン

### 1章 公有財産売却の参加条件など

#### 1. 公有財産売却の参加条件

以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項に該当する者
- (2) 入札の公告日から落札決定日までの間に、西予市建設工事等入札参加資格停止措置要綱(平成16年西予市告示第583号)に基づく入札参加資格停止の期間中である者
- (3) 国等又は他の地方公共団体において、入札参加資格を停止されている者
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者
- (5) 地方自治法第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する職員及び地方自治法第239条第2項に規定する物品に関する事務に従事する職員
- (6) 市町村税を滞納している者
- (7) 日本国内に住所(法人にあっては登記上の本店又は主たる事務所)を有しない者
- (8) 暴力団、暴力団員、暴力団員等又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者(西予市暴力団排除条例(平成23年西予市条例第18号)に規定する者をいう。)
- (9) 提出書類に不備又は不正のある者
- (10) 市長が不正の防止その他入札の公正を確保するために必要と認める事由に該当する者

#### 2. 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

- (1) 公有財産売却は、地方自治法などの規定にのっとり西予市が執行する一般競争入札手続きの一部です。
- (2) 売買代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第167条の4第2項第5号に該当すると見なされ、一定期間西予市の実施する一般競争入札に参加できなくなる場合があります。
- (3) 公有財産売却に参加される方は、入札保証金を納付してください。
- (4) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」といいます）上の公有財産売却の物件詳細画面や西予市において閲覧に供されている一般競争入札の公告などを確認し、関係公簿などの閲覧などにより十分に調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。また、売却財産については、現状での引渡しとなります。原則として下見会は行わないですが、下見を希望する入札参加者は、事前に西予市へ連絡してください。事前に下見をしない場合は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面などの閲覧により売却財産の確認をしたものとみな

します。

- (5) 売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申込みなど一連の手続きを行ってください。

ア. 参加仮申込み

- ・売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申込みを行ってください。

イ. 参加申込み（本申込み）

- ・売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、西予市のホームページより、次の書類（以下「必要書類」という）を印刷し、必要事項を記入のうえ、参加申込締切日までに西予市に送付または持参してください。（郵送の場合は、申込締切日の消印有効）

**○必要書類○**

- ・入札参加資格確認申請書（様式第1号）

**【添付書類】**

誓約書（別紙）

住所証明書（個人：住民票の写し 法人：登記事項証明書）

印鑑証明書

身分証明書（運転免許証、マイナンバーカードの写しなど（法人の場合は不要））

納税証明書（市町村税の納税証明書又は未納がない証明書）

- ・公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書（様式第2号）

- ・委任状（代理人に参加申込みの手続きをさせる場合のみ）

※上記証明書は、発行日から3か月以内のものを提出してください。

※複数の物件について申し込みをされる場合、公有財産売却の物件ごとに「公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書（様式第2号）」および「委任状」が必要になりますが、その他の必要書類は1通のみ提出してください。

- (6) 公有財産売却においては、特定の売却財産（売却区分）の売却が中止になること、もしくは公有財産売却の全体が中止になることがあります。

3. 用途の制限

- (1) 落札者は、売却財産を風俗営業等の規制及び適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗業、同条第5項に定める性風俗特殊営業、並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団関連施設その他周辺住民に著しく不安を与える施設の用に供し、またはこれらの用に供されることを知りながら、売却財産の所有権を第三者に移転し、もしくは売却財産を第三者に貸すことはできません。
- (2) 西予市は、「3.用途の制限（1）」に規定する事項について必要があると認めるときは、当該売却財産について実地を調査し、または所要の報告を求めます。この場合、落札者は、その調査を拒み、妨げ、または報告を怠ってはなりません。

4. 公有財産売却の売却財産の権利移転などについての注意事項

- (1) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の売却財産にかかる危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した売却財産の破損、焼失など西予市の責めに帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売買代金の減額を請求することはできません。
- (2) 落札者が売買代金を全額納付した時点で、所有権は、落札者に移転します。

(3) 西予市は、売却財産の引渡しを売買代金納付時の現状のままで行います。

## 5. 個人情報の取扱いについて

(1) 公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。

- ア. 公有財産売却の参加申込みを行う際に、住民登録などがされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、登記事項証明書に登記されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録すること。
- イ. 入札者の公有財産売却の参加者情報及び新規会員登録時に登録したメールアドレスが西予市に対して開示されること。
- ウ. 西予市が公有財産売却の参加者に対し、新規会員登録時に登録したメールアドレスに、公有財産売却の参加申込みをした売却財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信すること。
- エ. 落札者としての決定を受けた公有財産売却の参加者の会員識別番号が売却システム上において一定期間公開されること。
- オ. 西予市が収集した個人情報を、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項に定める一般競争入札の参加者の資格審査のための措置などを行うことを目的として利用すること。
- カ. 西予市が収集した個人情報を、資格確認のために官公庁へ照会することを目的として利用すること。
- キ. 西予市情報公開条例（平成 16 年西予市条例第 10 号）に基づき、西予市が入札に関する情報（落札者としての決定を受けた公有財産売却の参加者の会員識別番号、その応札金額、及び落札金額等に関する事項）を開示の対象とすること。

(2) 公有財産売却の参加者情報の登録内容が住民登録や登記事項証明書の内容などと異なる場合は、落札者となっても所有権移転などの権利移転を行うことができない場合があります。

## 6. 共同入札について

共同入札はできません。

## 2章 公有財産売却の参加申込みおよび入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申込みと入札保証金の納付が必要です。公有財産売却の参加申込みと入札保証金の納付が確認できた会員識別番号でのみ入札できます。

### 1. 公有財産売却の参加申込みについて

売却システムの画面上で、住民登録などがされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、登記事項証明書に登記されている所在地、名称、代表者氏名など）を公有財産売却の参加者情報として登録してください。

- (1) 法人で公有財産売却の参加申込みをする場合は、法人代表者名で会員識別番号を取得する必要があります。
- (2) 代理人に参加申込手続きをさせる場合は、代理人が、代理人の会員識別番号により参加申込手続きをおこなってください。代理人は、本ガイドラインの「1. 公有財産売却の参加条件」を満たさなければなりません。

### 2. 入札保証金の納付等について

- (1) 入札保証金とは地方自治法施行令第167条の7で定められている、入札する前に納付しなければならない金員です。入札保証金は、西予市が売却財産（売却区分）ごとに予定価格（最低落札価格）の100分の10以上の金額を定めます。
- (2) 入札保証金の納付方法  
入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。入札保証金は、西予市が売却区分ごとに指定する方法で納付してください。売却区分ごとに、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面でどの方法が指定されているかを確認してください。

#### ●クレジットカードで入札保証金を納付する場合

売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付してください。

- ・クレジットカードにより入札保証金を納付する公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をSBペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。
- ・公有財産売却の参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。
- ・公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取扱事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報をお知らせすることにより、SBペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。
- ・法人で公有財産売却に参加する場合、当該法人の代表者名義のクレジットカードをご使用ください。
- ・入札保証金には利息を付しません。
- ・原則、入札開始2開庁日前までに西予市が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。
- ・VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエクスプレスカードのクレジットカードを利用できます。(各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります)

#### ●銀行振込で入札保証金を納付する場合

売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申込みを行ってください。仮申込みを西予市が確認した後、電子メールなどで振込先の口座情報等をお知らせしますので、内容を確認のうえ、入札保証金を納付してください。

- ・銀行振込の際の振込手数料は、公有財産売却の参加申込者の負担となります。
- ・銀行口座への振込により入札保証金を納付する場合は、西予市が納付を確認できるまで3開庁日程度要することがあります。

- (3) 入札保証金の没収

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約締結期限までに西予市の定める契約を締結しない場合は没収し、返還しません。

### 3章 入札形式で行う公有財産売却の手続き

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

## 1. 公有財産売却への入札

### (1) 入札

入札保証金の納付が完了した会員識別番号でのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取消しや変更はできませんので、ご注意ください。

### (2) 入札をなかつたものとする取扱い

西予市は、地方自治法施行令第167条の4第1項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかつたものとして取り扱うことがあります。

## 2. 落札者の決定

### (1) 落札者の決定

入札期間終了後、西予市は、開札を行い、売却財産（売却区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。

#### ア. 落札者の告知

落札者の会員識別番号と落札価格等については、市ホームページおよび売却システム上に一定期間公開します。

#### イ. 西予市から落札者への連絡

落札者には、西予市から入札終了後、新規会員登録時に登録したメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

西予市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、西予市が落札者による売買代金の納付を売買代金の納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責めに帰すべきものであるか否かを問わず、入札保証金を没収し、返還しません。

### (2) 落札者決定の取消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

## 3. 売却決定および契約締結

### (1) 落札者に対する売却の決定

西予市は、落札後、落札者に対し電子メールなどで契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。

契約の際には西予市より契約書を送付しますので、落札者は、必要事項を記入・押印のうえ、西予市が契約書を送付する際に別途指示する書類を添付して西予市に直接持参または郵送してください。

ア. 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

イ. 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

(2) 契約保証金の納入の免除

西予市契約規則（平成 25 年西予市規則第 13 号）第 35 条に基づき、契約保証金の納入を免除することとします。

(3) 売却の決定の取消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかった場合や、落札後に公有財産売却の参加資格を有しないことが判明した場合などは、売却の決定が取り消されます。

この場合、公有財産売却の売却財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。

4. 売買代金の納付

(1) 売買代金の金額

売買代金の金額は、落札者が入札した金額（落札金額）となります。

(2) 売買代金の納付期限について

売買代金の納付期限は、西予市が別に定めます。

売買代金の残金（落札金額－入札保証金額）を売買代金の納付期限までに一括で納付してください。

売買代金が全額納付された時点で、公有財産売却の売却財産の所有権が落札者に移転します。売買代金の納付期限までに売買代金の全額の納付が確認できない場合、事前に納付された入札保証金は没収し、返還しません。

(3) 売買代金の納付方法

売買代金は、次の方法で納付してください。なお、売買代金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。また、売買代金の納付期限までに西予市が納付を確認できることが必要です。なお、売買代金をクレジットカードで納付することはできません。

ア. 西予市が用意する納付書による納付

イ. 西予市が指定する銀行口座への振込みによる納付

5. 入札保証金の返還

(1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は、入札終了後となります。入札保証金返還の方法および返還に要する期間は、次のとおりです。

・クレジットカードによる納付の場合

SB ペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。

ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

・銀行振込による納付の場合

入札保証金返還の方法は、公有財産売却の参加者が指定する銀行口座への振込のみとなります。公有財産売却の参加者（入札保証金返還請求者）名義の口座のみ指定可能です。なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後 4 週間程度要することがあります。

#### 4章 公有財産売却の売却財産の権利移転および引渡しについて

売払代金の納付確認後、落札者の請求に基づいて不動産登記簿謄本上の権利移転のみを行います。自動車・物品は、売買代金の残金納付確認後、売買代金納付時の現状のままで、西予市が指定する場所において直接引渡します。指定場所まで来られない場合は、落札者負担で対応してください。不動産は、権利移転登記完了後、登記完了を証明する書類をお渡しします。現地での引渡しは行いません。

##### 1. 権利移転の時期

公有財産売却の売却財産は、売買代金を全額納付したときに権利移転します。

##### 2 権利移転の手続きについて

###### (1) 不動産の場合

- ア. 西予市より送付する「所有権移転登記嘱託請求書」に必要事項を記入・押印して、別途指定する期限までに西予市へ提出してください。
- イ. 所有権移転の登記が完了するまで、入札期間終了後 1 か半月程度の期間を要することがあります。

###### (2) 自動車の場合

- ア. 落札者は、「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局または軽自動車検査協会にて所有権移転（名義変更）の手続きをおこなっていただくことが必要です。
- イ. 譲渡証明書に記載する譲受人の名義は、落札者本人となります。落札者本人以外の名義にはできません。

##### 3. 注意事項

- (1) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の売却財産にかかる危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した売却財産の破損、焼失など西予市の責めに帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売買代金の減額を請求することはできません。  
なお、売買代金を全額納付した時点で売却財産の所有権は、落札者に移転します。
- (2) 公有財産売却の売却財産内の動産類やゴミなどの撤去などは、すべて落札者自身で行ってください。

##### 4. 引渡しおよび権利移転に伴う費用について

- (1) 権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税や自動車検査登録印紙、自動車税環境性能割など）は落札者の負担となります。
- (2) 売却財産の引渡しは、売買代金の納付後、売買代金納付時の現状のままで行います。
- (3) 売却財産の引渡しの際に必要な、搬出、梱包、配送等に伴う全ての費用は、落札者の負担になります。
- (4) 落札者は、引渡しを受けた売却財産に隠れた瑕疵を発見しても、それを理由として契約の締結を拒んだり、落札の無効を主張したり、売買代金の減額を請求することはできません。ただし、当該契約が消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）の適用を受ける場合は、西予

- 市は、売却財産の引渡しの日から1年間に限り売買代金の返還の責を負うこととします。
- (5) 落札者の責めに帰する理由により、落札者が売却財産を返還するときに必要な費用は全て落札者の負担となります。
- (6) 売却財産の引渡し方法は、西予市が物件（売却区分）ごとに指定します。指定する方法は、下記のアのみ、イのみ、ア又はイの3通りです。売却区分ごとに売却システムの公有財産売却の物件詳細画面でどの方法が指定されているかを確認してください。
- ア. 直接引渡し
- 西予市が指定する場所にて売却財産を直接引き渡します。その場合、次の書類を持参してください。なお、直接引き渡しの場合、搬出、梱包、配送、に伴う全ての手続きは原則落札者が行うものとし、その際に必要な全ての費用は、落札者の負担となります。西予市は、直接引き渡しの場合、原則として搬出、梱包、及び配送の手続きを行いません。
- (a) 落札者本人が引き取りにくる場合
- 西予市が落札者へ送付した電子メール  
(紙に印刷した物、スマートフォン画面等)
- (b) 落札者が依頼した業者や代理人（個人）が引き取りにくる場合
- 西予市から落札者へ送付した電子メールを印刷したもの
- イ. 送付による引渡し（自動車等除く）
- やむを得ず送付による引渡しを希望される場合は、西予市へご連絡ください。  
送付依頼書を提出いただき、西予市から売却財産を送付します。  
なお、送付による引渡しに必要な全ての費用は、落札者の負担となります。  
また、輸送途中の事故などによって売却財産が破損、汚損、紛失などの被害を受けても西予市は一切責任を負いません。

## 5章 注意事項

1. 売却システムに不具合などが生じた場合の対応
- (1) 公有財産売却の参加申込み期間中
- 売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。
- ア. 公有財産売却の参加申込受付が開始されない場合
- イ. 公有財産売却の参加申込受付ができない状態が相当期間継続した場合
- ウ. 公有財産売却の参加申込受付が入札開始までに終了しない場合
- エ. 公有財産売却の参加申込受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申込みを取り消すことができない場合
- (2) 入札期間中
- 売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。
- ア. 入札の受付が開始されない場合
- イ. 入札できない状態が相当期間継続した場合
- ウ. 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合
- (3) 入札期間終了後

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア. 一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合
- イ. くじ（自動抽選）が必要な場合でくじ（自動抽選）が適正に行えない場合

## 2. 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申込み開始後に公有財産売却を中止することがあります。また、公有財産売却の売却財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。

## 3. 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者および入札者など（以下「入札者など」という）に損害などが発生した場合

- (1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、西予市は、損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (2) 売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、西予市は、損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (3) 入札者などの使用する機器および公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申込みまたは入札に参加できない事態が生じた場合においても、西予市は、代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。
- (4) 公有財産売却に参加したことにより、入札者などが使用する機器およびネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、西予市は、損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (5) 公有財産売却の参加者などが入札保証金を自己名義（法人の場合は当該法人代表者名義）のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申込みができないなどの事態が発生したとき、それに起因して入札者などに生じた損害について、西予市は、損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (6) 公有財産売却の参加者などの発信もしくは受信するデータが不正アクセスおよび改変などを受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、西予市は、責任を負いません。
- (7) 公有財産売却の参加者などが、自身の会員識別番号およびパスワードなどを紛失もしくは、会員識別番号およびパスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず西予市は、責任を負いません。

## 4. 公有財産売却の参加申込み期間および入札期間

公有財産売却の参加申込み期間及び入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

## 5. リンクの制限など

西予市が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、西予市物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。また、売却システム上において、西予市が公開している情報（文章、写真、図面など）について、西予市に無断で転載・転用することは一切できません。

## 6. インターネット公有財産売却における個人情報について

行政機関が紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する KSI 官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は西予市になります。

#### 7. クレジットカードで入札保証金を納付する場合

クレジットカードにより入札保証金を納付する参加者およびその代理人（以下、「参加者など」という）は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を SB ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。参加者などは、公有財産売却手続きが終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。また、参加者などは、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、参加者などの個人情報を SB ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。